

独立行政法人整理合理化計画を踏まえた対応表

【独立行政法人 国民生活センター】 【主務大臣部局名:内閣府国民生活局総務課国民生活情報室）】

P1	計画に記載された事項	主 体	実 施 状 況				備 考
			19年度	20年度	21年度	22年度	
Ⅲ. 1 (1).	独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置						
	独立行政法人の効率化に関する措置						
	(1). 随意契約の見直し						
	① 独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。	法人	措置済み	措置済み	—	—	
	② 各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。	法人	随意契約見直し計画に基づく取組を着実に実施した。	随意契約見直し計画に基づく取組を着実に実施しており、引き続き実行する。			
	③ 各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。	法人	企画競争を行う場合には、参加者の公募、審査基準の公表及び複数の採点項目による採点等により、競争性及び透明性の確保を図った。	企画競争を行う場合には、参加者の公募、審査基準の公表及び複数の採点項目による採点等により、競争性及び透明性の確保を図っている。			
	④ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。	評価委員会 監事 監査人	監事監査等において、入札及び契約の適正な実施について厳正にチェックした。	監事監査等において、入札及び契約の適正な実施について厳正にチェックする。			* 年度評価の際にチェック
	⑤ 各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。	法人	—	—			△フォローアップについて追って指示ある見込み。現時点で措置必要なし。
	⑥ 総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。	総務省	—	—	—	—	* 総務省が対応
	(2). 保有資産の見直し						* 改正通則法案関連。
	① 各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。このため、所要の条件整備を行う。	法人	該当なし	該当なし			
	② 各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。	法人	該当なし	該当なし			* 同上
	③ 各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。	法人	該当なし	該当なし			* 同上
	④ 保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。	評価委員会 監事	監事監査等において厳正にチェックした。	監事監査等において、研修・宿泊施設の有効活用等について厳正にチェックする。			* 年度評価の際にチェック
(3).	官民競争入札等の積極的な適用 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	法人	未実施	内閣府官民競争入札等監理委員会等と調整のうえ、相模原事務所の企画・管理・運営については、平成20年度中に民間競争入札を実施する。 企業・消費者向け教育・研修事業については、平成21年度に官民競争入札を導入する。			

P2	計画に記載された事項	主 体	実 施 状 況				備 考
			19年度	20年度	21年度	22年度	
(4).	給与水準の適正化等						
①	独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。	—	—	—	—	—	
ア	各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。	法人	5年間5%の人件費削減措置を着実に実施した。	5年間5%の人件費削減措置を今後とも着実に実施			
イ	主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。	主務大臣	平成20年4月30日付けで主務大臣である内閣総理大臣より国民生活センター理事長宛に要請を行った。				
ウ	主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。	主務大臣	該当なし				◎同上
エ	主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。	主務大臣	該当なし				◎同上
オ	各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。	法人	ホームページ(国民生活センターの概要＞役職員に関する情報の提供のコーナー)においてガイドラインに基づき給与水準を公表した。	ホームページ(国民生活センターの概要＞役職員に関する情報の提供のコーナー)においてガイドラインに基づき給与水準を公表した。			
②	各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。	法人		—			△具体的に何を行うのか今後の検討が必要であり、現時点において措置必要なし。
③	給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。	監事 評価委員会	監事監査等において厳正にチェックした。	監事監査等において、現行の給与水準について厳正にチェックした。			* 年度評価の際にチェック
2	独立行政法人の自律化に関する措置						
(1).	内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備						
①	業務遂行体制の在り方						
ア	各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。 また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないと認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。	法人 主務大臣	役員に対しては、評価委員会の評価を報酬の一部に反映した。 職員に対しては、目標管理の導入により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与に反映した。	役員に対しては、評価委員会の評価を報酬の一部に反映する。 職員に対しては、目標管理の導入により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与に反映する。			
イ	各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。	法人		—			△標準的な記載ぶりについて総務省において検討中。
ウ	独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	法人		—			△同上 * 関連「Ⅲ 2 (1) ④ カ」
エ	特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について公表するよう努める。	法人	ホームページ(国民生活センターの概要＞業務、財務、評価及び監査に関する情報の提供のコーナー＞規程集)において就業規則を公表した。	ホームページ(国民生活センターの概要＞業務、財務、評価及び監査に関する情報の提供のコーナー＞規程集)において就業規則を公表している。			* 公文(特定)以外対象。

P3	計画に記載された事項	主 体	実 施 状 況				備 考
			19年度	20年度	21年度	22年度	
オ	各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し <u>国民の意見募集</u> を行い、業務運営に適切に反映させる。	法人	未実施	ホームページにおける意見募集の方法について検討中。			* 関連「Ⅲ 2 (1) ⑥ エ」
カ	独立行政法人の長の任命について、 <u>内閣の一元的関与を強化</u> するとともに、監事及び評価委員会の委員の任命についても <u>内閣の一元的関与を図る</u> ことを速やかに実施する。	内閣	－		－	－	* 改正通則法案関連。 * 関連「Ⅲ 2 (1) ④ イ」
② ア	<u>関連法人等との人・資金の流れの在り方</u> 国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員の1/2)は達成されたところであるが、 <u>引き続き、その在り方を検証</u> する。	同上					
イ	また、 <u>独立行政法人から関連法人等への再就職</u> についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。	同上					* 同上。
ウ	独立行政法人の <u>長等の役員</u> については、 <u>公募制</u> の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。	主務大臣					* 同上。法施行後対応。
エ	各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。	法人 総務省	措置済み	措置済み (関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、毎年総務省に報告し情報を開示している)			
オ	各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。	法人	該当なし	該当なし			
カ	随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。	評価委員会 監事 監査人	監事監査等において厳正にチェックした。	監事監査等において厳正にチェックする。			* 年度評価の際にチェック * 関連「Ⅲ 1 (1) ③、④、⑤」
③ ア	<u>管理会計の活用及び情報開示の在り方</u> 各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。	法人	未実施	平成19年度分から実施する			
イ	各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。	法人	未実施	平成19年度分から実施する			
ウ	総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。	総務省	－	－	－	－	* 総務省が対応。
④ ア	<u>監事監査等の在り方</u> 主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要はあるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。	主務大臣	－	－			* 改正通則法案関連。法施行後対応。
イ	監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について <u>内閣の一元的関与を図る</u> 。	内閣	－	－	－	－	* 同上 * 関連「Ⅲ 2 (1) ① カ」
ウ	各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。また、このために必要な監査体制を適切に整備する。	監事	随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックした。	随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックした。			

P4	計画に記載された事項	主 体	実 施 状 況				備 考
			19年度	20年度	21年度	22年度	
エ	各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。	監事	措置済み (特殊法人等監事連絡会総会に出席する等して、他法人監事との情報交換等を図った。)	措置済み (特殊法人等監事連絡会総会に出席する等して、他法人監事との情報交換等を図っている。)			◎既に監事連絡会が開催。
オ	評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。	評価委員会					* 年度評価の際に対応。 * 関連「Ⅲ 1 (4) ③」
カ	監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。	法人	監事のあり方に係る検討については未実施。 なお、内部監査及び情報セキュリティ監査を実施した。	監事のあり方について検討を予定している。なお、内部監査及び情報セキュリティ監査については引き続き実施する。			△標準的な記載ぶりについて総務省において検討中。 * 関連「Ⅲ-2-(1)-①- ウ」
⑤	外部監査の在り方						
ア	会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。	監査人	該当なし	該当なし			
イ	主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。	主務大臣	－	－			
⑥	事後評価の在り方						
ア	主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。 また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。	主務大臣	－	－			* 国セン・北対協対象。措置済み。
イ	評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。	評価委員会					* 年度評価の際にチェック
ウ	評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。	評価委員会					* 関連「Ⅲ 2 (1) (6) カ」
エ	評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る <u>国民の意見募集を行い</u> 、その評価に適切に反映させる。	評価委員会					* 各法人の意見募集と一体的に対応。 * 関連「Ⅲ 2 (1) ① オ」
オ	各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。	法人	評価結果を役員の給与・退職金等の水準に反映した。	評価結果を役員の給与・退職金等の水準に反映する。			△具体的に何を行うか今後の検討が必要であり、現時点で措置必要なし。
カ	現行の各府省ごとの評価体制について、 <u>内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに</u> 、各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成20年のできるだけ早期に結論を得る。	内閣	－	－	－	－	* 改正通則法案関連。法施行後対応。
⑦	情報開示の在り方						
ア	独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。	法人	分かりやすい情報開示に努めた。	分かりやすい情報開示に努める。			
イ	国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。	法人	ホームページ(国民生活センターの概要＞財務に関する情報＞各年度の財務情報)においてデータを掲載した。	ホームページ(国民生活センターの概要＞財務に関する情報＞各年度の財務情報)においてデータを掲載している。			
ウ	独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。	法人		－			△具体的な対応方法について検討中。
(2).	国から独立行政法人への財政支出						
	国から独立行政法人への財政支出は、3.5兆円(平成19年度当初予算ベース)であるが、事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることを目指す。	法人	業務運営に要する経費について、毎年度着実に効率化を図った。	業務運営に要する経費について、毎年度着実に効率化を図る。			

P5	計画に記載された事項	主 体	実 施 状 況				備 考
			19年度	20年度	21年度	22年度	
IV 1	その他 今後の課題 Ⅱ 及びⅢで継続検討とされた課題については、原則として1年以内に結論を得るよう努める。	—	—	—	—	—	
2	整理合理化計画の実施 (1). Ⅱ 及びⅢで取り組むこととされた事項について、原則として平成22年度末までに措置する。	—	—	—	—	—	
	(2). 各独立行政法人の取組状況について、評価委員会等関連会議におけるそれぞれの活動の中でフォローアップを実施する。また、全体の取り組み状況について、関係府省の協力を得て有識者会議によるフォローアップを実施する。	評価委員会 有識者会議					* 年度評価の際にチェック
3	雇用問題への対処	—	—	—	—	—	
4	その他 以上のほか、独立行政法人の整理合理化に関し、会計検査院の決算検査報告、研究開発を担う独立行政法人に係る総合科学技術会議の方針等において指摘等された事項について、引き続き、所要の施策の検討を進める。	法人	—	—	—	—	* 府法人について個別の指摘なし

注1 表中各事項の取組み実施時期については、整理合理化計画において、「具体的な対応案」の欄中に記載のあるものを除き、「原則として平成22年度末までに措置する。」こととされている。

注2 表中継続検討とされた課題については、「原則として1年以内に結論を得るよう努める。」こととされている。

注3 表中、「◎」は既に取り組み（対応時期及び内容を記載）、「○」は取組を確定し現在実施中又はこれから実施予定（対応時期及び内容を記載）、「△」は現在取組を検討中（取組み見込みを記載）、「×」はまだ検討していない（検討予定時期を記載）、を表す。